

戦時のアーカイブズの保護・疎開

——第二次世界大戦期のイタリア——

湯上 良

1. 目的と先行研究

戦時の文書の移転や廃棄は、時代や地域を越えて頻繁に発生する。かつてナポレオン・ボナパルトは、占領した各地から美術品だけでなく、アーカイブズもパリへ向けて移送し、巨大な文書館を創設することも企図したという¹⁾。日本でも第二次世界大戦末期に文書の廃棄が行われ、最近も戦時の公文書を誤廃棄したという報道がいまだになされている²⁾。

本稿で取り上げるイタリアでも第二次世界大戦末期にファシスト政権が崩壊し、ドイツの庇護下で北部に新たな政権が作られた際も公文書の移転が行われ、戦争末期には廃棄も実行された³⁾。北イタリアへ運ばれたアー

本稿は、科学研究費基盤研究 (C)「20 世紀の日本・イタリア・バチカンにおける民間所在資料や地方公文書の管理」(研究課題番号: 17K03053) の成果である。

- 1) Donato, M. P., *L'archivio del mondo: quando Napoleone confiscò la storia*, Bari; Roma: Laterza, 2019.
- 2) 木村司「公文書廃棄、73 年前も 敗戦の霞が関に何日も炎と煙が」『朝日新聞』Web 版、2018 年 8 月 13 日: <https://www.asahi.com/articles/ASL8565LPL85UTIL01R.html>。「千葉県 戦争公文書 500 冊廃棄 戦没者名簿など」『毎日新聞』Web 版 (有料記事)、2017 年 4 月 7 日: <https://mainichi.jp/articles/20170407/k00/00m/040/133000c>。「千葉県文書館が戦争関連公文書を誤廃棄 遺族台帳など 91 冊」『産経新聞』Web 版、2017 年 4 月 8 日: <https://www.sankei.com/affairs/news/170408/afr1704080009-n1.html> など。(本稿の URL はすべて 2019 年 10 月閲覧)
- 3) ファシズム時代のアーカイブズに関し、国立中央文書館納入分については、Carucci, P.,

カイブズに関しては、連合国の協力の下、早くも1945年9月にはローマに移送が開始され、最終的に385両分の貨車を用いて作業を完了した⁴⁾。そして、1946年春にはイタリアにおけるアーカイブズの状況につき、連合国委員会によって全国のアーカイブズの被災状況をまとめた最終報告書が作成された⁵⁾。この報告書では、主として国有アーカイブズに関する詳細な調査がなされている。後に、この報告書を元にして、エルヴィーラ・ジェンカレリによって第二次世界大戦中のイタリアのアーカイブズについての研究がなされている⁶⁾。さらに、近年には第二次世界大戦中の図書館と文書館に関する論集が出版された⁷⁾。また、両大戦期のイタリアのアーカイブズやアーキビストの全般的な動向についてもウーゴ・ファルコーネによって論じられている⁸⁾。

一方で、非国有アーカイブズに関しては、イタリア統一から半世紀が経過した第一次世界大戦期を前後して、散逸や廃棄の危機が各方面から指摘されていた。その後の1939年法律第2006号で全国9箇所に関の機関である文書保護局が設立され、地方公共団体や私有アーカイブズなどの非国有

La consultabilità dei documenti, in *Storia d'Italia nel secolo ventesimo Strumenti e fonti*, volume III, Le fonti documentarie, a cura di Claudio Pavone, Istituto nazionale per la storia del movimento di liberazione in Italia, Roma: Ministero per i Beni e le Attività Culturali, 2006, volume III, p. 98. 各地の国立文書館に納入された分に関しては、*ibidem.*, p. 121 を参照のこと。

- 4) Falcone, U., *Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista: storia, teoria e legislazione*, Udine: Forum, 2006, pp. 189–190.
- 5) Commissione alleata Apo 394, Sottocommissione per i monumenti belle arti e archivi, *Rapporto finale sugli archivi*, Roma: Istituto Poligrafico dello Stato, 1946.
- 6) Gencarelli, E., *Gli archivi italiani durante la seconda guerra mondiale*, Roma: Quaderni della Rassegna degli archivi di Stato, 50, 1979. 巻末には、最終報告書も再録されている。
- 7) *Le biblioteche e gli archivi durante la seconda guerra mondiale: il caso italiano*, a cura di Andrea Capaccioni, Andrea Paoli, Ruggero Ranieri, Bologna: Pendragon, 2007. とりわけ、Ranieri, R., *Il ruolo degli alleati nella preservazione delle biblioteche e degli archivi durante l'esperienza di liberazione / occupazione (1943-46)*, pp. 167–209; Giubbini, G., *Gli archivi italiani durante la seconda Guerra mondiale*, pp. 211–229; Trombetta, V., *Biblioteche e archivi napoletani durante la Guerra*, pp. 393–442.
- 8) Falcone, U., *Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista: storia, teoria e legislazione*, cit.

アーカイブズの保護と監理の体制が確立された。しかし、連合国委員会による報告書も、先に挙げた先行研究においても、戦時期における文書保護局による保護活動の具体的な内容について触れられていない。確かに、2003年6月30日委任命令第196号の第10条「公的アーカイブズの閲覧」において、個人のプライバシーに関わる文書は文書の日付から70年後、内外政に関する機密的性格をもつものは50年後から閲覧可能になるという制限はあるが⁹⁾、先行研究では文書保護局の設立直後の実態について明らかにされていない。

本稿では、第二次世界大戦期に設立された文書保護局が管轄する非国有アーカイブズの保護や疎開においてどのような役割を果たしたのか、具体的な事例を通じて明らかにする。対象とする文書保護局は、イタリアの近代アーカイブズ学の発展に大きく貢献したアーキビストを多数輩出し、多くの非国有アーカイブズを抱えるトスカーナ地域の中心地であるフィレンツェに設立された文書保護局とする¹⁰⁾。この地域は、第二次世界大戦末期に枢軸国側と連合国側、レジスタンスも交えて激しい戦闘が行われた地域でもある。また、現在でもトスカーナ文書図書保護局が厚みのある活動を展開している¹¹⁾。さらに、イタリア北東部に位置し、中世から近世ま

9) *Codice di deontologia e di buona condotta per i trattamenti di dati personali per fini storici* (2001), allegato al *Codice in materia di protezione dei dati personali* (D. Lgs. 30 giugno 2003, n. 196)。日本語版は、マリア・バルバラ・ベルティエーニ（拙訳）『アーカイブとは何か—石版からデジタル文書まで。イタリアにおける文書管理』法政大学出版局、2012年、162頁（Bertini, Maria Barbara, *Che cos'è un archivio*, Roma: Carocci, 2008の邦訳書）

10) なお、現在の州制度の成立は、1970年代である。

11) 2016年、フリウリ・ヴェネツィア・ジュリアとサルデーニャの文書保護局、そして国立パレルモ文書館を統合したシチリア文書保護局を除いた他の文書保護局は、非国有の書籍も保護活動の管轄対象とし、「文書・図書保護局 Soprintendenza archivistica e bibliografica」として再編成された。詳細は、以下のURLを参照。Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, Direzione generale archivi, *Soprintendenze archivistiche*: <http://www.archivi.beniculturali.it/index.php/chi-siamo/soprintendenze-archivistiche>.

Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, *La struttura organizzativa*: <http://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/MenuPrincipale/Ministero/La-struttura-organizzativa/index.html>

で大きな体制的な変化無く継続したヴェネツィア共和国によって作成された大量の文書が存在し、イタリア統一後もその多くが保存されているヴェネツィアに設立された文書保護局も対象とする。この地域は、第二次世界大戦末期にドイツ軍が進駐し、ヴェネト地域と隣のロンバルディア地域の間には、ドイツの庇護下でイタリア社会共和国の中心地が置かれた。そのため、空襲や被災も多かった地域である。

対象とする史料は、現在、トスカーナ文書図書保護局とヴェネト文書図書保護局が所蔵する第二次世界大戦前後の文書保護局の実務文書である。これらの史料の特徴は、イタリア王国やイタリア社会共和国だけでなく、ドイツの占領期や連合国の管轄下、そしてイタリア共和国の時代に至るまで、政治体制の変化で分断されず、通時性を備えていることである。文書群の構成は、法令や人事、会計など文書保護局自身の運営に関わるものから、国立文書館分館の設立や民間所在資料の調査、疎開や空襲対策などの文書保護局の特徴的な活動など、テーマごとに分類されている。各分類の中で時系列に沿って保存されており、文書保護局の活動の実態を知る上で非常に貴重な史料である。

2. 第二次世界大戦期の非国有アーカイブズの保護に関する概観

19世紀後半に統一されたイタリアでは、王国上院議員であり、学者でもあったルイージ・チブラーリオを長とするチブラーリオ委員会が立ち上げられた。この委員会では、フランス革命前にさまざまな国家が存在したイタリアのアーカイブズを整理する方法として、「歴史的方法」を採用することを決定した。そして1874年には、統一前に存在した主要国家の首都であった17か所に内務省が管轄する国立文書館が設置され、国有アーカイブズの管理に関して一定の体制が整った¹²⁾。

12) Bonaini, F.; Panizzi, A., *Di alcune principali questioni sugli Archivi italiani*, Lucca: Tipografia Giusti, 1867; Lodolini, E., *Archivistica. Principi e problemi*, Milano:

しかし、非国有アーカイブズに関しては、有効な方策が実行されなかった。イタリア統一から50年前後が経過した第一次世界大戦の時期になると、各地に所在するこれらのアーカイブズは、散逸や廃棄の危機に晒された。こうした状況の下、大学にアーカイブズ学の課程が開設され、学界全体でもアーカイブズを巡る議論が活発になっていったが、非国有アーカイブズの保護に関する法制度の整備は不十分なままであった。ファシズム体制下でアーカイブズの文化財的な側面に焦点が当てられた。また、多くの公営企業が設立され、作成された企業アーカイブズの増加もあり、1939年12月22日に法律第2006号が制定され、非国有アーカイブズを管轄する文書保護局の設立と、国立文書館分館の設立を含む機能強化が行われることになったのである。この時点での文書保護局は、トリノ、ジェノヴァ、ミラノ、ヴェネツィア、ボローニャ、フィレンツェ、ローマ、ナポリ、パレルモの全土9か所に設置された¹³⁾。

大戦後の1946年には、連合国の委員会によってイタリアのアーカイブズの現状に関する最終報告書が作成され、出版された。それによると、アーカイブズの疎開の方針は1941年から本格化し、限られた人的・物的資源の中で疎開が順調に行われ、成果があったという評価がくだされている¹⁴⁾。この最終報告書は、当時の国有文書や国立文書館に所蔵されてい

Franco Angeli, 2008, pp. 204-210; Toccafondi, D. M., "Archivi, retorica e filologia: il metodo storico bonainiano nel passaggio verso l'Unità d'Italia", in *Archivi e storia nell'Europa del XIX secolo. Alle radici dell'identità culturale europea*, Atti del convegno internazionale di studi nei 150 anni dall'istituzione dell'Archivio Centrale poi Archivio di Stato di Firenze, Firenze, 4-7 dicembre 2002, a cura di Irene Cotta e Rosalia Manno Tolu, Roma, Ministero per i Beni e le Attività culturali, Direzione generale per gli archivi, 2006, t. I, pp. 249-260; Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, Soprintendenza Archivistica e Bibliografica della Toscana, *La tutela degli archivi in ambito nazionale. Un po' di storia*: <http://www.sa-toscana.beniculturali.it/Index.php?id=147>; 拙論「非国有アーカイブズと公的保護—イタリアにおける国家機関の創設—」『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第13号、2017年3月、54-55頁。

13) 歴史的経緯の詳細については、拙論「非国有アーカイブズと公的保護—イタリアにおける国家機関の創設—」前掲、56-58頁。アーキビスト等の活動については、拙論「イタリア統一前後におけるアーキビスト—制度の確立と理論的發展—」『アーカイブズ学研究』第28号、日本アーカイブズ学会、2018年6月、36-38頁。

たアーカイブズに関しては、詳細に記述されている。しかし、非国有アーカイブズに関しては、文書保護局の理念と設立に関しては評価しているものの、全体的に記述が少なく、特に各地で膨大な数が残されていた私文書については、把握しきれていない¹⁵⁾。当時の非国有アーカイブズの状況に関しては、後年の研究でもこの報告書の内容がほぼ踏襲されている。確かに、非国有アーカイブズの保護を担当する文書保護局が1939年の法律によって設立されたものの、本格的な活動は戦後をまたねばならず、近年の研究でもその点が言及されている¹⁶⁾。

しかし、当時の文書保護局の活動に言及する実務文書によれば、同局の活動の実態は必ずしもそうではない。予算と人員に限りがある中で、懸命にアーカイブズを被災から守るべく活動していた姿が浮かび上がる。詳細は、各地の文書保護局における活動の実態を明らかにしていく際に後述するが、文書保護局が設立された当初、各地に国立文書館分館を設立するための準備作業に従事していた。分館設立の準備を行うに当たり、文書保護局が管轄する地域の私人や地方公共団体、公的団体などが保有する非国有アーカイブズの状況調査が基盤となったのである。

また、第二次世界大戦末期のイタリアは、ファシスト政権の崩壊とドイツの介入、王室・バトリオ政権のプリンディシへの脱出、さらにドイツの影響下で北部イタリアに組織されたイタリア社会共和国や、連合国の南部からの侵攻と各地でのパルチザン闘争と、政治史的には非常に目まぐるしく、錯綜した状況となる。

そのような状況下で、1939年の法律第2006号によって新たな体制を整備したアーカイブズ行政はどれほど機能しえたのだろうか。イタリア全体に関わる例としては、イタリア全土の国立文書館に所蔵されている国有や

14) Commissione alleata Apo 394, Sottocommissione per i monumenti belle arti e archivi, *Rapporto finale sugli archivi*, cit., pp. 8-9.

15) *ibidem*, p. 75.

16) Giubbini, G., *Gli archivi italiani durante la seconda Guerra mondiale*, cit., pp. 227-228.

非国有アーカイブズの総合ガイド『イタリアの国立文書館 *Gli Archivi di Stato italiani*』の編集が1939年から開始されたことが挙げられる¹⁷⁾。この総合ガイドの編集作業は、当時、国立ボローニャ文書館のアーキビストであったジョルジョ・チェンチェッティを中心に行われ、ブレージャ県モンピアーノに所在していたイタリア社会共和国の内務省によって1944年に出版された¹⁸⁾。

1943年のムッソリーニの失脚以後は、1939年法律第2006号を実施していくにあたっての具体的な施策が道半ばとなっていた¹⁹⁾。だが、この法律により設立された機関の一つであるローマ文書保護局長から国立文書館の中央事務局宛に、ファシスト政権時代に作成されたすべてのアーカイブズを保護するよう書簡が送付されるなど、一定の効果ももたらされた²⁰⁾。

この時期の各地域における、特に非国有アーカイブズの保護に関する実態は、どのようなものであったのだろうか。その問いに答えるため、次に現在のトスカーナ文書図書保護局やヴェネト文書図書保護局で保存されている当時の文書保護局で行われた実務に関わる文書を通じて、実際の活動について明らかにしていきたい。

3. フィレンツェ文書保護局

トスカーナに関する報告書

1939年にトスカーナ地方の主要都市フィレンツェにも文書保護局が設

17) Ministero dell'interno, Ufficio centrale degli archivi di Stato, *Gli Archivi di Stato italiani*, Bologna: Nicola Zanichelli, 1944. 同書は現在、国の機関であるアーカイブズ中央機構の下記サイトから閲覧可能である。Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, l'Istituto Centrale per gli Archivi, *Biblioteca digitale, Atlante storico degli archivi italiani*:
http://www.icar.beniculturali.it/biblio/_view_volume.asp?ID_VOLUME=12

18) Lodolini, E., *Storia dell'archivistica italiana, Dal mondo antico alla metà del secolo XX*, settima edizione, Milano: FrancoAngeli, 2013, p. 223.

19) Falcone, U., *Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista*, cit., p. 176.

20) *ibidem*, pp. 185-186.

立された。まず、設立間もない同保護局が注力した業務は、各県ごとに国立文書館分館を設立するための準備作業であった。特にフィレンツェ南東の街、アレツォ分館の設立に向けて、かなりの労力が割かれていたことが当時の文書保護局の実務文書からも読み取ることができる²¹⁾。その理由として、1940-41年度の本省への活動報告書によれば、1939年の法律第21条に基づき、民間所在資料の持ち主から届け出を受けるにあたって、各地に分館が設立されることが重要であり、その後も効率的な査察活動が可能になることが挙げられている²²⁾。フィレンツェ文書保護局が管轄する8県の内、4県には国立文書館も分館も設立されていなかったが、4県の内、グロッセート以外のアレツォ、リヴォルノ、ピストイアの3都市では、以前から分館の設立準備が進められていた。なお、この活動報告書は、フィレンツェに文書保護局が設立されてから、初めて書かれたもので、以後は戦中期を除き、ほぼ年度ごとに書かれ、報告されることとなる。

また、文書保護局が監理対象の一つとする民間所在資料に関しても、活動報告書の作成の際に資料の所在等の把握に努めた。活動報告書に各県ごとの状況が記載され、報告書の末尾にも所見入りの一覧表が添付された。「民間所在資料を完全に調査し尽くすには、まだほど遠い²³⁾」と注記されているものの、グイッチャルディーニ家やメディチ・トルナキンチ家などの貴族だけでなく、ユダヤ人共同体のアーカイブズも対象としていることが注目されるフィレンツェで38件、教皇も輩出したピッコローミニ家やキージ家のアーカイブズの届け出があったシエナで21件、ルッカ8件、ピストイア7件、ピサ1件、リヴォルノ1件の民間所在資料に関する届け出が持ち主から行われた。これらは、1940年3月から1941年2月末の間に届けられた件数である。アレツォとグロッセートでは届け出が0件で

21) Soprintendenza archivistica per il Toscana, b. 1, *Scritture del Protocollo 1940-41*.

22) *ibidem*, *Relazione dell'attività svolta durante il primo anno di applicazione della nuova legge sugli Archivi*, p. 1. なお、国有文書は第10条による。

23) *ibidem*, p. 2.

あったが²⁴⁾、届け出が少ない理由は持ち主の悪意ではなく、1939年の新しい法律が浸透していないことが原因であった。実際にシエナでは、国立文書館長が新しい法律を知らせるために行った個別の活動によって、届け出の数を伸ばすことにつながった。一方で、現段階では届け出がない者も意図的に届け出をしていないわけではないことが推定された。したがって法律では、届け出をしなかった場合の罰則が定められているものの、一定期間後も届け出を受け付けるのが適切であり、まずは県長官府や文書保護局、国立文書館が持ち主への法律の周知に努めることが先決とした。届け出を受け、該当文書を確認し、歴史的に重要なアーカイブズを指定する作業にとりかかる途上で、歴史的に重要だが持ち主によって売却されたパツィ家のアーカイブズを救い出すことにも成功し、国立フィレンツェ文書館に収蔵された²⁵⁾。

一方、地方公共団体のアーカイブズに関しては、法律で定められた水準での保護活動に従事できてはいなかった。機会を見て保存・整理に関する助言を行っているものの、基本的には、公的団体や職員の良心に任された状況であった。そうした状況でありながらも具体的な保護の成果も上がり、例えば、ナポレオン1世がエルバ島で流罪になっている際、同島の統治官の任にあったドルーオ將軍の文書が歴史的に重要な国有文書とされ、収蔵先となるリヴォルノに国立文書館分館が設立されるまで、文書保護局が預かることとした²⁶⁾。

報告書末尾の表には、届け出が行われた日付順に、届け出を行った者の名前と住所、所有者なのか寄託者なのか、届け出の対象となったアーカイブズの名称、収蔵場所、所見が記載されている²⁷⁾。この表だけを見ても、

24) *ibidem*, p. 2.

25) *ibidem*, p. 3.

26) *ibidem*, p. 4.

27) Soprintendenza archivistica per il Toscana, b. 1, *Scritture del Protocollo 1940-41, Denuncia degli archivi privati*, allegato della *Relazione dell'attività svolta durante il primo anno di applicazione della nuova legge sugli Archivi*, pp. 1-37.

民間所在資料が危機的状況にあることを強く訴えていた同地だけに、設立当初から民間所在資料やイタリア統一以前の旧体制国家で作成された文書の状況把握と調査に取り組んでいたことをうかがい知ることができる。

こうした取り組みによって、地方公共団体や公的団体のアーカイブズに関しても1940年12月末までに届け出があったものを一覧にまとめることが可能となった。地方公共団体や銀行各行、財団だけでなく、ミゼリコルディア兄弟会やインノチェンティ養護院といった福祉系の団体も含め、トスカナ地方で64件の届け出があった²⁸⁾。この一覧表では、所有者の情報だけでなく、保存状態の情報もまとめられている。

イタリア中南部への査察

1940年2月11日に内務省からフィレンツェ文書保護局長アントーニオ・パネッラ博士に対して機密扱いで指令が出された。パネッラは、民間所在資料の危機的状況について指摘し続け、文書保護局の創設にも影響を与えた人物である。この指令では、イタリア中南部のラクイラ、キエーティ、カンポバッソ、テーラモの国立文書館や分館での空襲・火災対応策への査察を行い、必要に応じて対応策の改善点について提案を行うこと、そして、地元の県令や県行政当局、消防、土木局と協力し、各地に関する報告書を本省に提出することが求められた²⁹⁾。

イタリア中部から南部にかけての山岳地帯は、アッペンニーノ山脈が貫いており、非常に地震が多く、近年でも2016年夏にラクイラで大きな被害があり、アーカイブズも被災した³⁰⁾。ラクイラの国立文書館分館への

28) Ivi, b. 2, *Scritture del Protocollo 1942-46, Elenco degli Enti pubblici non statali, che hanno inviato informazioni sui propri archivi, fino a tutto il 28 Dicembre 1941, XX.*

29) *Ibidem*, Ministero dell'Interno, Direzione generale dell'amministrazione civile, Prot. N° 8900. 50, *Predisposizione protezione antiaerea e antincendi - Ispezioni agli Archivi*, Roma, 11. 2.1940, XVIII.

30) 2016年にイタリア中部で発生した地震と、被災アーカイブズの救出活動については、次を参照。*Le carte tra le macerie - il recupero degli archivi storici della Provincia di Rieti nel terremoto di Amatrice - Accumoli*, a cura di Roberto Lorenzetti, Mauro Tosti

査察の後、1940年4月10日には、文書館の状況や必要となる物品の見積もりなどの状況が同分館側より報告書として提出された³¹⁾。また、この報告書には、緊急時に疎開予定となる歴史的に重要な文書の一覧も添付され、中世美術保護局等との相談の結果、疎開先をラクイラの街から25キロほど南東のボミーナコに所在する長年利用されていない教会施設とした³²⁾。緊急時に疎開対象となる文書は、14から19世紀までの規約や法令、議事録や手紙等から成る153簿冊³³⁾と、13から19世紀までの各都市や修道院、民間で保存されている307の羊皮紙文書群であった³⁴⁾。

キエーティの国立文書館分館の長からは、パネッラ保護局長へ消火設備の整備や砂の準備、緊急時対応チームの準備等、空襲とそれに伴う火災への対応策が1940年4月8日付けで送付された³⁵⁾。また、1940年4月24日には、13から20世紀までの羊皮紙や紙の重要資料の一覧が添付された手紙も送付された³⁶⁾。

イタリア南部のカンポバッソにある国立文書館分館でも空襲対策に関する査察が行われた。この査察は、1940年4月3日に行われ、文書保護局長の招聘の元、技師たちも同行した。技術的な観点からの施設の改善点について、7日には報告書が作成され、消火設備や砂の準備、水を入れた樽

Croce, Direzione Generale Archivi - Soprintendenza Archivistica e Bibliografica del Lazio - Archivio di Stato di Rieti, Rieti 2017. 日本語では次を参照。エウジェニオ・ヴェーカ（拙訳）「文書館・図書館での緊急事態への対処」『災害国におけるアーカイブズ保存のこれから—技術交流・危機管理から地方再生へ—』国文学研究資料館、2018年2月、51-61頁。

31) Soprintendenza archivistica per il Toscana, b. 1, *Scritture del Protocollo 1940-41, Corrispondenza con Archivio di Stato di Aquila*, 10 aprile 1940.

32) *Ibidem*, p. 2.

33) *Ibidem*, Sezione di Archivio di Stato dell'Aquila, *Predisposizione di p. a. a., Elenco degli atti più pregevoli da trasportarsi eventualmente fuori dell'Archivio*, allegato 2 della *Corrispondenza con Archivio di Stato di Aquila*, 10 aprile 1940, pp. 1-4.

34) *Ibidem*, p. 5.

35) Soprintendenza archivistica per il Toscana, b. 1, *Scritture del Protocollo 1940-41, Protezione Antiaerea-Servizio di primo intervento*, 8 aprile 1940.

36) *Ibidem*, *Elenco dei Cimeli di Giovanni Chiarini alla Triennale di Napoli (Atti di particolare importanza*, 24 aprile 1940、および allegato della *Lettera dalla Sezione di Archivio di Stato di Chieti al Soprintendente Panella*, 24 aprile 1940.

の備蓄、緊急時対応チームの準備と、チームが緊急時に動くため、建物内の動線の確保等が求められた³⁷⁾。

査察後の1940年4月4日、県長官府からテラモの国立文書館分館に設備の状況や保存環境に関する改善策が送付されたが³⁸⁾、分館側の返答に対し、さらに適切な対応を厳に念押しする文書が文書保護局長からも送付された³⁹⁾。他の分館側でも同じような所見を記載しているが、査察から報告書の提出までの期間が短く、査察後に分館側で行う調査が思うように進まず、不満が少なからずあったようだ。

1940年5月1日にパネッラ文書保護局長名で、テラモを除く3箇所
の査察結果について、最終報告書が作成された。ラクイラについては、整理・運用の状況につき、非常に満足のいく状態であるとの評価が下された。また、県立文書館から国立文書館分館へとアーカイブズが移管される前に整理が行われ、費用をかけて電灯を導入し、新たな収蔵スペースを増設する予定であった。サルヴァトーレ・ピアチェンティーノ館長は、有能な二人の部下とともに地域からの信頼を得ており、文書保護局長からも高い評価を受けた⁴⁰⁾。

キエーティについては、パネッラ局長が1931年にアーキビスト採用試験の審査員として赴いた際に整理状態が劣悪であったが、現在は通常の状態となっている。フェルナンド・デ・マッテイス館長は、アーキビストとしては一流ではないが、運営面では滞りなく職務を遂行している。その部下のダルキーミオ氏は、カンボバツソ出身であり、後述するカンボバツソの国立文書館分館の状況を考えると、彼が出身地に戻ることを希望した場

37) *Ibidem*, *RELAZIONE Sulla visita effettuata all'Archivio di Stato di Campobasso riguardante la protezione Antiaerea*, 7 aprile 1940.

38) *Ibidem*, *Protezione A. A., dall'Ispettore Provinciale di P. A. A., alla R. Archivio di Stato di Teramo*, 4 aprile 1940.

39) *Ibidem*, *Protezione antiaerea e antincendi, dal Soprintendente alla Sezione di Archivio di Stato di Teramo*, 12 aprile 1940.

40) *Ibidem*, *Relazione del Soprintendente Archivistico sulla Sezione di Archivio di Stato di Aquila*, 1 maggio 1940.

合、同地でも任に就かせた方がよいとの所見を添えている⁴¹⁾。

一方、特に問題が発生していなかった先の2館に比べ、カンポバッソの国立文書館分館は、収蔵場所と職員に関して、緊急に解決すべき問題を抱えていた。収蔵場所については、空襲・火災対策で前述した通り、対策を講じる必要があった。また、職員の問題も抱えていた。アントニーノ・マンチーニ館長はすでに年老い、引退直前である。その部下のカブート氏も病気を理由として文書保護局による査察前に欠勤しており、カンポバッソに残る意志もない。もう一人の部下も早逝したばかりで、その未亡人のジェンマ・マルティネッリ氏は、80歳代の父親の援助を受けている状況で、子供たちも多く、経済的に難しい状況にある。このままでは、マンチーニ館長が培った知見を受け継ぐ者がいなくなる可能性があり、南部イタリアの重要な拠点の一つであるカンポバッソのアーカイブズに関する知識が失われる危機に瀕している。そこで、カンポバッソ出身で、現在はキエーティで働くダルキーミオ氏をカンポバッソに呼び戻すのが解決策となる。キエーティの国立文書館分館の館長も彼の整理能力を高く評価しており、カンポバッソでも力になるはずである。さらに、マルティネッリ氏の未亡人にも館の清掃や管理人として働いてもらうことで、館の運営がスムーズに行くだろうという所見を添えている⁴²⁾。空襲や火災の対策だけでなく、人事の機微に至るまで詳細な調査や提案をしているが、現代に見られるような緊急時のマニュアル等の策定は、なされなかった。

被災状況の報告

ローマが連合国によって陥落する直前の1944年5月には、イタリア社会共和国の内務省から歴史的に重要なアーカイブズに関して、戦争による

41) *Ibidem, Relazione del Soprintendente Archivistico sulla Sezione di Archivio di Stato di Chieti*, 1 maggio 1940.

42) *Ibidem, Relazione del Soprintendente Archivistico sulla Sezione di Archivio di Stato di Campobasso*, 1 maggio 1940.

被災状況を報告するよう、フィレンツェの県長官と文書保護局へ通達が出された⁴³⁾。

それを受け、対象となるアーカイブズに関する被災状況につき、簡単な報告がトスカーナ地方の各地から文書保護局長へ送付された。1944年春には、国立シエナ文書館から文書保護局長へ報告がなされた。シエナ県とグロッセート県に関しては、シエナの修道院が一つだけ被災したのを除き、被災したアーカイブズはなく、この修道院でも建物の被災に留まり、アーカイブズは無傷で、念のため国立文書館の安全な場所に一時的に疎開させた⁴⁴⁾。国立ピサ文書館からは、建物の被災の報はあるが、アーカイブズの被災についての報告は無い旨、文書保護局長宛に連絡がなされた⁴⁵⁾。リヴォルノの分館からも被災した歴史的アーカイブズが無い旨が文書保護局長に報告された⁴⁶⁾。ピストイア県では、1944年6月2日、教会関連を含めて被災したアーカイブズはないとの報告が国立文書館分館長から文書保護局長になされた⁴⁷⁾。

一方で、1944年8月11日には、フィレンツェに連合国が進駐するが、同月末にローマの内務省から県長官や国立文書館長と国立文書館分館長、文書保護局長宛で、ナポリやパレルモで4月以降行われている戦後のアーカイブズの調査について同様の取り組みを行うよう指示が出た⁴⁸⁾。対象

43) Soprintendenza archivistica per il Toscana, b. 2, *Scritture del Protocollo 1942-46*, Ministero dell'Interno, Dir. Gen. Ammin. Civile Alta Italia, Divisione A. S., Prot. No. 2808/8912, 153, *Archivi di Stato e d'interesse storico*, 10 maggio 1944.

44) *Ibidem*, Archivio di Stato di Siena, N. di Prot. 154, Ins. N. XIX, Risposta a nota del 23/V/44, N. 39. 12, *Archivi del Distretto*, 29 aprile 1944. ※史料には、aprileと記載されているが、前後関係から maggioの誤りか。

45) *Ibidem*, Sezione di Archivio di Stato di Livorno in Calci (Pisa), Prot. N. 35 bis, Risposta al foglio del 23 mag. N. 35. 12, *Danni ad archivi d'interesse storico per causa di guerra*, 30 maggio 1944.

46) *Ibidem*, Archivio di Stato in Pisa, N. di Prot. 218, Risposta al foglio del 23. V. 1944, N. 37. 12, *Danni agli archivi per effetto di azioni belliche*, 29 maggio 1944.

47) *Ibidem*, Sezione di Archivio di Stato di Pistoia, N. di Prot. 44, Risposta al N. 38/12, del 23 mag. 1944. XII, 2 giugno 1944.

48) *Ibidem*, Ministero dell'Interno, Direz. Gen. Amm. Civile, Ufficio Centrale, Archivi di Stato, Prot. 8912. 169/61800, *Patrimonio storico archivistico*, 31 agosto 1944.

となるアーカイブズは、軍隊やレジスタンス活動による爆撃や戦闘、略奪等により被災、散逸、廃棄・放棄されたもの、そして、事前に疎開したものも対象とした。第一段階として、年内を締切に国立文書館分館を対象とした報告を行うよう求めた。10月末には、フィレンツェ県内の地方公共団体の長向けに県長官から内務省の通達で対象となったアーカイブズの調査に関して、文書保護局へ状況を報告するように念押しされた⁴⁹⁾。

1944年11月の国立ルッカ文書館からの報告によると、国有・非国有アーカイブズ問わず、バーニ・ディ・ルッカ、ボルゴ・ア・モッツァーノ、ピエトラサンタ、ヴィアレージョの各地とともに無事である旨が伝えられた⁵⁰⁾。1945年当初は、あまりやり取りがなされていないが、年末になって、全国の文書保護局長と国立文書館長宛に内務省の通達が出された。それによれば、定期刊行物『国立文書館ニュース *Notizie degli Archivi di Stato*』の半年ごとの出版が1946年から再開される。1944-45年は合併号とし、「戦時中のアーカイブズ」という特集で発刊する予定となっており、1944年春と夏の通達への回答を元に編集するが、追加の情報も至急提出するよう要請が出された⁵¹⁾。

年が明けて1月には、文書館やアーカイブズが被災した15の地方公共団体の長から県長官へ、地方公共団体ごとにまとめられたリストともにフィレンツェ県に関する被災状況が報告された⁵²⁾。翌2月には、リストこそ添付されていないものの、ピサ県からも被災状況が5ページに渡って詳細に記された報告書が提出された⁵³⁾。続いて4月にシエナ県から報告書

49) *Ibidem*, R. Prefettura di Firenze, N° 24418-Div. I°, *Patrimoni storici Archivistici*, 31 ottobre 1944.

50) *Ibidem*, Archivio di Stato in Lucca, Prot. 302, Tit. N. XII, Risposta a nota del 16/XI/44, N. 72, *Patrimonio storico archivistico*, 23 novembre 1944.

51) *Ibidem*, Ministero dell'Interno, Ufficio Centrale Archivi del Regno, Prot. N. 78519/8946. 1, Circolare N. 27, *Notizie degli Archivi*, 1 dicembre 1945.

52) *Ibidem*, *Archivi Comunali della Provincia di Firenze, distrutti o danneggiati a causa di eventi bellici, secondo informazioni fornite dai rispettivi sindaci alla Prefettura*, Allegato del N. 39 Alleg. 2 Risposta circolare n. 27 del 1° dicembre 1945, n. 78519/8946. 1, *Notizie degli Archivi*, 22 gennaio 1946.

が提出され、報告書の冒頭で被災していない地方公共団体を列挙し、次に被災した9つの地方公共団体について状況を記載し、最後に返答を得ていない地方公共団体について1枚にとりまとめた。また、当時シエナが管轄していたグロッセート県から全く返答が得られていない旨が書かれた、パネッラ局長へ個人的に宛てた手紙も報告書に添えられた⁵⁴⁾。

一方、国立文書館が置かれておらず、分館の設立が検討されてきた箇所からの報告については、唯一、ピストイア分のみがフィレンツェ分とともにリストを更新した形で、5月末に文書保護局から報告されたが⁵⁵⁾、他県に関しては、1946年夏を待たねばならなかった。アレツォ県は、地方公共団体ごとに外国勢力によるものも含めた被災状況の詳細が書かれた報告書を7月下旬に提出した⁵⁶⁾。リヴォルノ県とグロッセート県に関しては、国立文書館リヴォルノ分館によってまとめられ、1946年8月に提出された⁵⁷⁾。この2県の被災分に関しては、非常に簡潔なリストとなっている。

4. ヴェネツィア文書保護局

イタリア北東部は、第一次世界大戦でも最前線になり、国境を東ヨーロッパとも接しているため、空襲に対するアーカイブズ保護についても敏感であった。新たな国立文書館分館の設立準備を進める一方で⁵⁸⁾、1940年

53) *Ibidem*, R. Archivio di Stato in Pisa, N. di Protocollo 238, Allegati N. 5, Risposta al foglio del 31, agosto 1945 e 1 dicembre 1945, N. 8912, 169/61800, N. 73519/8646. 1, *Patrimonio storico archivistico*, 28 febbraio 1946.

54) *Ibidem*, R. Archivio di Stato di Siena, Prot. N. 160, Ins. N. XIII, *Archivi comunali*, 8 aprile 1946.

55) *Ibidem*, R. Soprintendenza Archivistica Firenze, Prot. N. 180/12, Alleg. 1, *Patrimonio storico archivistico*, 29 maggio 1946.

56) *Ibidem*, Provincia di Arezzo, *Archivi danneggiati e sommaria indicazione dei danni*, allegato del 231/12, All. 1, *Danni al Patrimonio archivistico*, 22 luglio 1946.

57) *Ibidem*, *Elenco degli Archivi Danneggiati nella Provincia di Livorno*, 及び *Elenco degli Archivi Danneggiati nella Provincia di Grosseto*, allegati del 241/11, *Danni al patrimonio archivistico*, 1 agosto 1946.

には、空襲と火事への対策を始めていた⁵⁹⁾。

民間所在資料の調査

ヴェネツィア文書保護局も設立当初より毎年、非国有アーカイブズの調査に着手している。1940年には後述するように、国立トレント文書館を通じて、同地域の疎開すべき重要な民間所在資料の名称と資料点数を一覧化した。

また、ウーディネ地域では1942年に一族アーカイブズの所在確認が行われた。文書保護局からの6月10日の求めに応じて、ウーディネ県内の一族アーカイブズのリストが地元の歴史研究団体から送付された。その多くは、1917-18年のオーストリアによる侵攻の際に重大な被災に合った。フリウリ地域は、旧ヴェネツィア共和国時代にモザイクのように、多くの貴族によって統治されていたが、共和国最後の総督を輩出したマニン家や、同地域で力をもっていたストラッソルド家など、約50の文書群が持ち主の住所やアーカイブズの所在地等とともにリスト化された⁶⁰⁾。

1943年2月に内務省は、1941年末から1942年にかけて届け出のあった民間所在資料のリストを送付するよう、文書保護局に要請した⁶¹⁾。前述したように、フィレンツェ文書保護局の史料では、戦後に発刊が再開される予定であった『国立文書館ニュース *Notizie degli Archivi di Stato*』への掲載に関する要請が見られた。一方、ヴェネツィア文書保護局に向けたこの要請では、1941年末から1942年に届け出のあった民間所在資料について、同誌の最新号に掲載予定としている。また、年次報告書だけでなく、

58) Soprintendenza archivistica per il Veneto, *Protocollo 1940-41, Nuove sezioni di Archivi di Stato*, allegati del 12 maggio 1941. Ivi, *Protocollo 1942-43-44-45, Nuove sezioni di Archivi di Stato*, 1943, 1944.

59) *Ibidem*, Titolo V, *Protezione antiaerea e antincendi*, 1940.

60) Soprintendenza archivistica per il Veneto, *Protocollo 1942-43-44-45*, R. Deputazione Storia Patria per le Venetie, Sezione per il Friuli, 15 gennaio 1942.

61) *Ibidem*, Ministero dell'Interno, Dir. Gen. Amm. Civile, Ufficio Centrale degli Archivi di Stato, Divisione A. S., Prot. N. 57725/8978. 50, *Archivi privati*, 13 febbraio 1943.

届け出がなくとも、文書保護局が把握している民間所在資料の情報についても合わせて報告するよう要請した。

こうして1943年には、ヴェネツィア文書保護局が管轄するベッルーノ、トレヴィーゾ、ボルツァーノ、トレント、パドヴァ、ヴェネツィア、ウーディネ、ヴィチェンツァ、ロヴィーゴ、フィウメ（現クロアチア共和国リエカ）、ヴェローナ、ゴリツィアの県ごとに一族アーカイブズがタイプ打ちの一覧表としてまとめられた。

フィレンツェ文書保護局に対して、中南部イタリア3箇所の国立文書館や分館における空襲・火災対策について検証するように内務省から機密文書が出された。同様に、1940年2月にヴェネツィア文書保護局長エウージェニオ・ロンガ博士に対しても、北部のトレントとボルツァーノの国立文書館における空襲・火災対策について検証するよう、内務省から機密文書が出された⁶²⁾。まず、同年5月22日に国立ボルツァーノ文書館から内務省へ回答が送られた⁶³⁾。それによれば、ヴェネツィア文書保護局長との合意の上、貴重な文書を疎開させる場合に備えて、2台の中型トラックを用意しており、軍も24時間以内に必要な分のトラックを融通する手はずになっている。さらに、輸送時の湿気を防ぐ対策も来週半ばには完了する見通しとなっていた。

一方、国立トレント文書館からは、カステル・ペルジーンにあるアーカイブズの疎開時のみ、1台のトラックと4名の人足が20日働く必要が生じる旨、5月30日に文書保護局へ返答があった⁶⁴⁾。返答書の中で、1939年10月4日の省令による緊急時の疎開費用の手当てについて再確認した。さらに、今回示した人件費等は最小限の数値で、追加のトラックや、より

62) Soprintendenza archivistica per il Veneto, *Protocollo 1940-41, Protezione antiaerea e antincendi*, Ministero dell'Interno, Direzione Generale dell'Amministrazione Civile, Divisione A. S., Prot. N° 8900. 50, *Predisposizione protezione antiaerea e antincendi - Ispezioni agli Archivi*, 11 febbraio 1940.

63) *Ibidem*, Archivio di Stato Bolzano, No. 108 Ris., *Sgombramento locali*, 22 maggio 1940.

64) *Ibidem*, Archivio di Stato Trento, N. di Prot. 86 Ris., Alleg. N. 3, *Sgombramento Archivi*, 30 maggio 1940.

大きな収納容器が提供されれば、作業の改善にもつながるため、以前の依頼書類も添付し、収納容器等を改めて依頼した。それに加えて、移送の必要ある重要なトレントの諸侯・司教アーカイブズの一覧も作成された⁶⁵⁾。それによれば、疎開が必要な重要文書は8,731点で、さらに羊皮紙文書が約700点、公証人文書館からも公証人文書が5,342箱、公証人の索引が655冊であった⁶⁶⁾。

本格化する疎開作業

1943年にはアーカイブズの疎開に向けた準備も始まった。例えば、古い不動産台帳の納入に関するパドヴァ地方の直接税を扱う事務所からの問合せに対して、国立ヴェネツィア文書館からの同年4月の回答は次のようであった。1939年12月22日の法律では、国立文書館分館を設立することが求められており、当該文書もパドヴァに設立予定の分館に納入可能となる。なお、パドヴァ市文書館と文書保護局との協力の元、貴重文書を疎開することも可能であるとした⁶⁷⁾。また、国立ヴェネツィア文書館の職員が文書の疎開のため、パドヴァ県プラーリアへ車両で運搬することを認めるよう、文書保護局がヴェネツィア市のポデスタ（ファシズム期の官選市長）へ要請した⁶⁸⁾。

パドヴァの公証人文書館も文書保護局にアーカイブズ疎開の要請を行った⁶⁹⁾。この要請は、パドヴァ県内のエステ市の事例を引き合いに、移送

65) *Ibidem*, Archivio di Stato Trento, *Elenco atti pregevoli da trasportarsi*, Archivio Principesco Vescovile Trento.

66) 8,731点の内、最も多いのが司教文書館所蔵の6,059点で、次点が司教座聖堂参事会文書館所蔵の1,485点である。約700点の羊皮紙文書は、さまざまな地方公共団体由来のものとなっている。

67) Soprintendenza archivistica per il Veneto, *Protocollo 1942-43-44-45*, R. Archivio di Stato di Venezia, N° 318, Sezione IV, Risposta al foglio N. 1046 del 21 corr., *Atti del vecchio catasto terreni - versamento*, 23 aprile 1943.

68) *Ibidem*, Soprintendenza archivistica di Venezia, N. 38, Sez. IV°, *Autorizzazione viaggi sulla autocorriera Padova = Praglia =*, 18 maggio 1943.

69) *Ibidem*, Archivio Notarile di Padova, Prot. N. 675, *Trasporto materiale archivistico in luogo sicuro*, 16 marzo 1944.

にあたっての費用面での困難を訴える内容であった。エステ市では司法省の援助を得て1806年までの760簿冊のアーカイブズを安全な場所へ移送する予定であると訴え⁷⁰⁾、パドヴァの公証人文書館も司法省や内務省の助力を乞うものであった。

戦災を避けるため、第二次世界大戦後にクロアチア領となるフィウメ（現リエカ）にある国立文書館分館から貴重文書をヴィチエンツァ県ザネに疎開することを、1944年5月に内務省が同分館を管轄している国立トリエステ文書館に許可した⁷¹⁾。同年7月には鉄道で38箱が運搬され、ザネ教区の住宅内に教区司祭とアーキビスト立ち会いの下、運ばれた旨が国立トリエステ文書館から内務省に報告された⁷²⁾。

疎開対象となったのは、アーカイブズだけではなく。ヴィチエンツァの国立文書館分館や図書館が所蔵していた美術品は、一時、ヴィチエンツァ県のマローラに疎開していた。その後、文書館所蔵分の42箱を含むこれらの美術品は、ヴェネツィアの美術保護局により、国立ベネデット・マルチェッロ音楽院が置かれているピザーニ邸へとさらなる疎開を行ったことが、1944年9月に教育省から国立ヴェネツィア文書館長へ伝達された⁷³⁾。その後1ヶ月後に教育省から内務省へ出された通知によれば、ヴェローナ県のエブレツォに疎開していたヴェローナ司教座聖堂参事会文書館からも21箱がヴェネツィアの国立マルチャーナ図書館に送付された⁷⁴⁾。

70) エステ市からの要請文書は次を参照。なお、要請時には、エステ市文書館所蔵の公証人文書が一時的にパドヴァの公証人文書館に預けられていた。*Ibidem*, Comune di Este, Ufficio Segreteria, Prot. N. 814, *Sottosezione di Archivio di Stato in Este*, 27 gennaio 1944.

71) *Ibidem*, Ministero dell'Interno, Dir. Gen. Ammin. Civile Alta Italia, Divisione A. S., Prot. N° 62658/8912. 86, *Recupero atti pregevoli Sezione Archivio Stato di Fiume*, 10 maggio 1944.

72) *Ibidem*, Archivio di Stato di Trieste, No. 479/1-44, *Recupero atti pregevoli Sezione Archivio Stato di Fiume*, 31 luglio 1944.

73) *Ibidem*, Ministero dell'Educazione Nazionale, Direzione Generale Arti, Div. II, Prot. N. 13299, *Trasporto oggetti d'arte*, 26 settembre 1944.

74) *Ibidem*, Ministero dell'Educazione Nazionale, Direzione Generale Arti, Div. II, Prot.

教育省から内務省への通知を受けて、内務省は、ヴェネツィア文書保護局へ問合せを行った⁷⁵⁾。教育省からの通知を添付の上、運び込まれた品に対し、充分な手当てをするよう求めつつ、文書保護局側から内務省に連絡がなかったことも手短かに指摘した。それに対してヴェネツィア文書保護局は、次のように内務省へ回答した⁷⁶⁾。ヴィチェンツァからの移送に関しては、連絡を受けてから実施までの間がなく、内務省側へ情報を伝える時間もない状況であった。ヴィチェンツァの国立文書館分館だけでなく、同地の図書館や市立博物館も動いており、美術品の中にアーカイブズも混在するなど、さまざまな性質の文化遺産が一体となった移送品であった。さらに、緊急を要する事態であり、利用できる移送手段をすべて利用しただけでなく、直接の持ち込みもあるような切迫した事態であった。ヴェネツィア文書保護局側には、内務省から通常受け取るような書式で、教育省の美術総局からの通知を受け、物品の受け入れ場所の整備のために当地の美術保護局に至急連絡を取った。国立音楽院が置かれているピザーニ邸の地上階だけでなく、ヴェネツィア市当局の寛大なる理解により、総督宮殿にも場所を確保しなければならず、急を要する状況であった。

さらに1944年10月には、ヴェローナ県のイッラージに所蔵されていた歴史ある貴重な文書の一部を国立ヴェネツィア文書館に移送する許可を内務省が出した⁷⁷⁾。この移送については、「アーカイブズ保護に関するドイツ事務局 Ufficio Germanico per la Protezione degli Archivi」の提案を内務省が受け入れたものであることが注目される。

N. 14705, *Trasporto archivi*, 26 ottobre 1944.

75) *Ibidem*, Ministero dell'Interno, Direzione Generale Amministrazione Civile, Ufficio Centrale degli Archivi di Stato, Direzione A. S., Prot. N. 63919/8912. 92, Allegati 1, *Sezione di Archivio di Stato di Vicenza - Trasporto materiale pregevole*, 11 novembre 1944.

76) *Ibidem*, Soprintendenza Archivistica di Venezia, N° 35 - VIII, Risp. a f. n. 63919/8912. 92 A. S. dell'11 corr., *Sezione Archivio di Stato di Vicenza - Trasporto materiale pregevole*, 23 novembre 1944.

77) *Ibidem*, Ministero dell'Interno, Ufficio Centrale degli Archivi di Stato, Divisione A. S., Prot. N° 63700/8912., *Protezione materiale archivistico*, 3 ottobre 1944.

占領下での疎開や保護

1943年7月のムッソリーニの解任後、ドイツ軍はイタリア北中部を占領し、進駐する。現在のボルツァーノ・トレント・ベッルーノの3県は、アルペンフォーラント作戦地域（Operationszone Alpenvorland、略称OZAV。イタリア語名：Zona d'operazioni delle Prealpi）とされ、ボルツァーノにその本部が置かれた。アルペンフォーラント作戦地域は、形式的にはイタリア社会共和国の一部であったが、事実上はドイツへの編入であった。その「OZAV」の大管区指導者名で、国立トレント文書館宛に送られた書類番号すら記載されていない1944年11月24日付けの命令書によって、アーカイブズの疎開が命じられた⁷⁸⁾。この命令は、1943年に国立トレント文書館からトレント城内のワイン蔵に避難したアーカイブズが空襲に対して安全な状態ではなく、より適切な場所へ移動すべきとのヒューター博士の進言によるもので、疎開時にも彼がかかわることになる。具体的には、文書リストの入った1箱とともに1番から83番までの箱をプステル溪谷のタウファース城（イタリア語名：プステリア溪谷のカンポ・トゥーレス城）に移動するよう命令するものであった。作業は、翌週の火曜日から水曜日に行うという性急な内容であり、12月2日には、博士の受領確認もなされた。

1944年12月13日に機密扱いで、国立トレント文書館から内務省およびヴェネツィア文書保護局に、この疎開の一部始終について報告がなされた⁷⁹⁾。それによれば、トレントのボンコンシーリオ城内のワイン蔵は、空襲からアーカイブズを保護するのに適切な場所であり、地元の美術・記念碑保護局との合意と、管轄機関からの許可を得たものであった。しかし、

78) *Ibidem*, Il Commissario Supremo per la Zona d'operazioni nelle Prealpi (Provincia Trento, Bolzano e Belluno), (L'Incaricato per gli Archivi), *Trasferimento materiale archivistico per provvedimenti protezione antiaerea*, il 24 novembre 1944.

79) *Ibidem*, Archivio di Stato Trento in Gabbio, 19, Povo di Trento, N. 255/Ris., *Trasferimento atti pregevoli di questo Archivio dal Castello del Buonconsiglio al Castello di Taufers (Pustertal)*, 13 dicembre 1944.

前触れもなく、この文書館にとって最も貴重な83箱と文書リストの入った番号の無い1箱がタウファース城に移送されてしまった。この移送は、11月29日に口頭で命令が下され、同日中に行われた。この状況に対して県知事は、全く協力的ではなかった。公的な合意や本省の許可・同意なく行われたこの移送に対し、速やかに移送先での疎開文書の安全と保存環境の確保について請願する内容であった。なお、管轄する上部機関の許可や書面無く、直接本省へ連絡を取ることは禁止されているが、事態の重大さに鑑みてこの機密報告が行われた。

なお、このヒューター博士については、戦後の連合国による最終報告書にも以下の記載が見られる⁸⁰⁾。フランツ・ヒューター博士は、オーストリア領であった頃のボルツァーノに生まれた。14歳の時、ウィーンの「帝室・宮廷・国家文書館 *haus-hof-und staatsarchiv*」で勤務し始め、インスブルック大学の教員も務めた。また、教会関連のアーカイブズを多数撮影し、保存のためにベルリンへ送付していた。地域の教区にも撮影作業を拡大しようとしたところ、地元の人々の反対に合ったようだ。1943年9月には、国立ボルツァーノ文書館の館長に就任し、トレント県とボルツァーノ県のアーカイブズを担当した。この時に事実上、大管区指導者のフランツ・フォーファーのアーカイブズ担当顧問にもなった。また、オーストリアとの国境近くの他の城にも、国有アーカイブズだけでなく、ボルツァーノ市やメラノ市のアーカイブズも疎開の名目で移送していた。ヒューター博士が疎開先として国境近くを選択していたことについて報告書は、事態の成り行き次第でドイツ側へと押収することも可能な状態にしていたと分析している。

1945年6月に国立トレント文書館から、当時イギリスの管轄下となったヴェネツィア文書保護局へ報告書が送られた⁸¹⁾。報告書によると、国

80) Commissione alleata Apo 394, Sottocommissione per i monumenti belle arti e archivi, *Rapporto finale sugli archivi*, cit., pp. 16-17.

81) Soprintendenza archivistica per il Veneto, *Protocollo 1942-43-44-45*, R. Archivio di

立トレント文書館は鉄道駅の近くにあったため、1943年9月2日、1944年5月13日、12月4日と31日、1945年1月1日、4月2日と8日と、数多くの爆撃に晒された。特に屋根の被害は甚大であり、天井や壁、窓や扉の被害も大きい。悪天候となった場合、アーカイブズを運び出せない可能性もある。そして、比較的近年に納入され、ガラスが破損した地上階に置かれた12の文書群、合計25,000点余りを列挙した。また、戦時中には、他の文書群も少しずつ疎開した旨も報告された。1942年12月15日には、72箱に収められた司教文書館のアーカイブズがボンコンシーリオ城のワイン蔵へ疎開した。そして、1943年7月27日には、兄弟会や不動産台帳、公証人文書や警察文書などの古い文書が収められた122箱が疎開した。しかし、1945年現在、194箱の内、不動産台帳、公証人文書、警察文書等から構成される110箱のみがこの城に残っている⁸²⁾。残りの84箱は、1944年12月2日から4日にかけてボルツァーノの大管区指導者の命令によってプステリア渓谷のカンボ・トゥーレス城に運び込まれ、終戦後もそこに置かれている。文書目録の他、トレント司教文書館のアーカイブズや、兄弟会の文書が含まれていることが報告された⁸³⁾。

報告書はさらに続けて、1943年11月から12月にかけて、ヴィッラ・サルヴァドーリに疎開していたアーカイブズや、文書館の家具や図書、事務書類などとともに、ガッピオーロ・ディ・ポーヴォの村に疎開したアーカイブズに加え、1944年4月に疎開したアルビアーノ教区や、バセルガ・ディ・ピネ教区由来のさまざまなアーカイブズもリスト化され、報告された⁸⁴⁾。これらのアーカイブズは、元の所蔵場所の状況が整い次第、徐々に戻されることとなった。

疎開したアーカイブズを戻すにあたり、最優先とされたのがカンボ・ト

Stato Trento, N. 2816/I di protocollo, *Relazione sull'Archivio*, 21 giugno 1945, 1r.

82) *Ibidem*, 1v.

83) *Ibidem*, 2r.

84) *Ibidem*, 2r-3r.

ゥーレス城に運び込まれた84箱とされた。トレント司教文書館由来の古い貴重文書から構成されているため、印章や紐などが取り去られていないか、特段の確認が必要であった。なお、国立ボルツァーノ文書館のアーカイブズについても約90箱がトブリーノ城に疎開し、1943年12月11日にはメラノ市郊外に運搬されていたことも合わせて、最後に報告された⁸⁵⁾。

終戦後、時を置かずして被災したアーカイブズの情報収集が行われ、対応策も打ち出されている⁸⁶⁾。また、疎開アーカイブズについては、報告書の形でまとめられた。1946年も同様に、被災したアーカイブズについての取りまとめが行われた⁸⁷⁾。こうして、1946年春に連合国によって戦時中のアーカイブズに関する最終報告書が出版されたのである。

5. おわりに

以上のように、1939年に設立された文書保護局は、第二次世界大戦中ゆえに体制が完全に整った状態にはなかったとはいえ、近隣地域での国立文書館分館の設立準備や、民間所在資料を含む非国有アーカイブズの調査に着手していた。さらに、より広い地域で空襲や火災からアーカイブズを守るため、事前準備だけでなくアーカイブズ機関の運営にも関わる問題にも対処し、各地でさまざまな活動をしていたことが理解できよう。また、政治体制が変化しようとも、イタリアのアーキビストたちには、アーカイブズをいかに適切に守っていくかという姿勢・視点が終始一貫して見られ、場合によっては、不公正な取り扱いに対して手立てを講じようとした。

こうした姿勢は、連合国による最終報告書でも「戦争中に大部分のアー

85) *Ibidem*, 3r.

86) *Ibidem*, *Circolari e disposizione di massima*, 1945.

87) Soprintendenza archivistica per il Veneto, *Protocollo 1946-47-48-49-50, Danni subiti degli archivi durante la guerra*, 1946.

戦時のアーカイブズの保護・疎開（湯上）

カイブズが守られた究極の理由は、イタリア人たちがアーカイブズを守る価値のあるものと確信していたからに他ならない」と高く評価されており⁸⁸⁾、こうした蓄積が戦後の被災アーカイブズへの対応や非国有アーカイブズの保護活動の一層の進展を支える下地となったのである。

88) Commissione alleata Apo 394, Sottocommissione per i monumenti belle arti e archivi, *Rapporto finale sugli archivi*, cit., p. 9.